

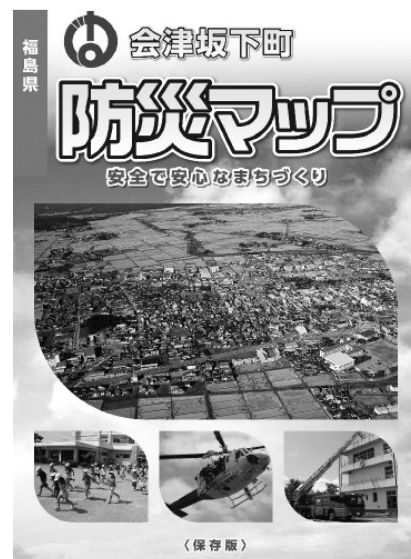
～災害から身を守るために～

1. 河川の出水期に備えましょう

6月から10月の間は、集中豪雨（梅雨）や台風などで河川が増水するため「出水期」と呼び、洪水などが発生しやすいことから警戒を強めることとしています。

町では万一に備えた対応を行っていますが、被害を最小限に抑えるためには、町民一人一人の協力が必要不可欠です。

昨年、全戸に配布しましたB4版の「会津坂下町防災マップ」には、阿賀川の河川水位にともなう判断基準イメージや阿賀川・宮川が大雨によって氾濫した場合の洪水が想定される区域とその浸水の深さを示しております。洪水時における対応についてあらかじめ確認しておきましょう。



2. 非常持ち出し品の準備をしましょう

大災害が発生した時には、電気、水道、通信などのライフラインが止まってしまう可能性があります。各家庭でも3日分の飲料水・食料及び生活必需品を備蓄しておくことが大切です。リュックサックなどに詰めておき、すぐに持ち出せるように備えておきましょう。

◆主な非常持ち出し品リスト（例）

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 非常食（カンパンなど） | ☐ 飲料水 |
| ☐ 衣類・下着類・軍手 | ☐ 貴重品（現金等） |
| ☐ タオル | ☐ 薬・救急セット など |



3. 避難情報について

町では国土交通省、気象庁、福島県などからの情報を総合的に判断しながら、災害等の発生が予測される場合には、防災行政無線を用い避難情報を発表します。

- ①避難準備・高齢者等避難開始・・・いつでも避難できるよう、非常用持ち出し品を用意し家族や近所の人と連絡を取るなどの準備をする。また、避難に時間を要する人は避難を開始する。
- ②避難勧告・・・避難場所などの安全な所へ速やかに避難する。
- ③避難指示（緊急）・・・人的被害の危険性が非常に高い状況です。直ちに避難しましょう。外出することによって命に危険が及ぶ状況では、自宅内のより安全な場所に避難する。

4. 防災情報の確認をしましょう

- ①テレビ・ラジオ・・・台風などの進路予測・気象予報・警報などの情報が入手できます。
- ②防災行政無線・・・災害時には、町から台風情報をはじめ、河川の水位情報・避難情報をお伝えします。
- ③緊急速報エリアメール・・・町域におられるNTTドコモ・au・ソフトバンクの携帯電話所有者に、町からの避難情報や気象庁からの緊急地震速報をメールにより配信します。（事前登録不要）
- ④その他・・・防災関連の情報については、国土交通省、気象庁、町のホームページでも入手できます。

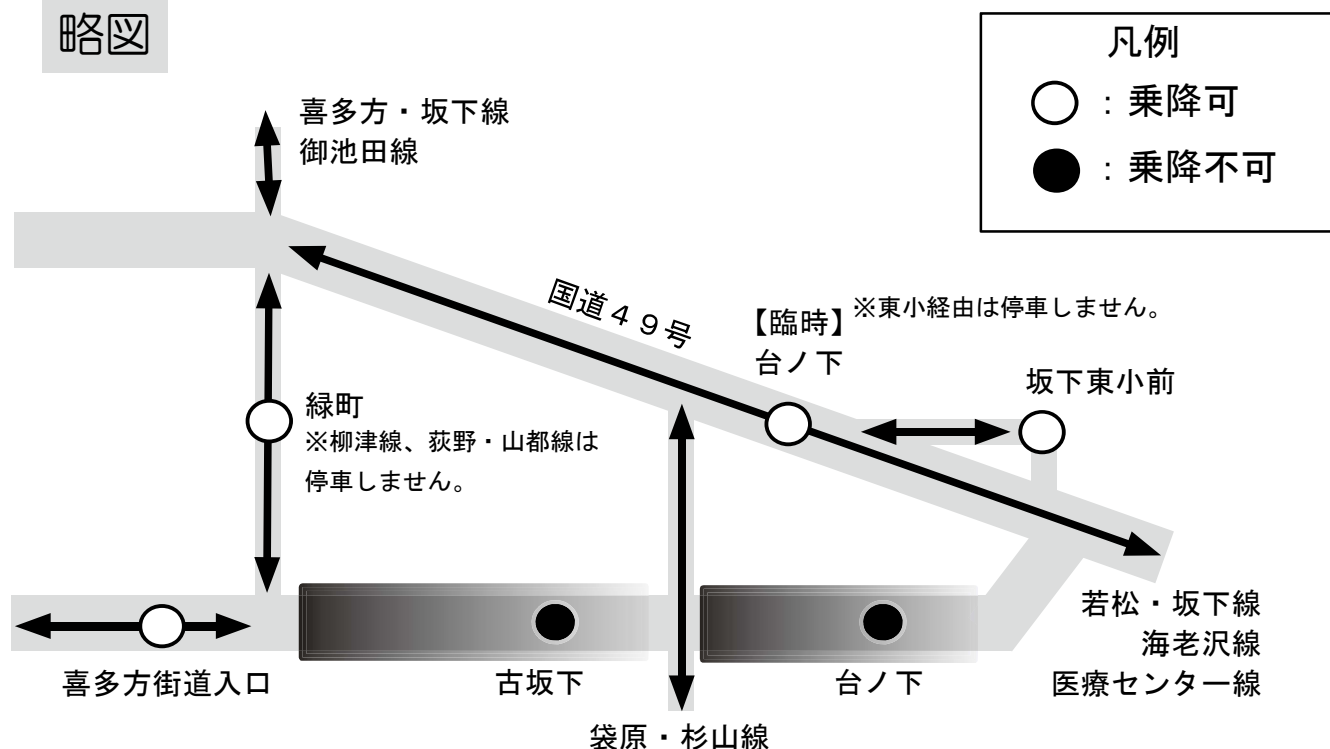
路線バス迂回のお知らせ

古坂下周辺工事に伴う道幅縮小・通行止めにより、バスの通行が困難となるため、迂回しての運行となります。

工事期間中は「台ノ下」臨時バス停、もしくは「喜多方街道入口」バス停をご利用ください。

対象バス停	「台ノ下」バス停	「古坂下」バス停
期間	～8月30日まで ※工事により前後する場合があります。	～8月12日 ※工事により前後する場合があります。
臨時バス停	国道49号沿いに 臨時バス停設置 ※詳細は下記略図参照	休 止

略図



特定健（検）診を受けて生活習慣病の予防！！

特定健診の受診は

まいとし が 肝心 です。

ま

迷わず受けよう！ 特定健診

「去年受けたから…」「忙しくて仕事を休めないから…」「自分はまだまだ大丈夫」などと、安心していませんか？前回の結果に心配な点がなくても、体の状態は短期間で変化することもあります。



健康を保つためには、車の点検と同じように、自分自身の体も継続的にチェックすることが大切です。小さな変化を見逃さないためにも、特定健診を受けましょう。

い

「異常の芽」は 早いうちに

「健診で何か見つかるのが心配…」と、健診を先延ばしにしていますか？生活習慣病の多くは自覚症状がないため、重症化してしまうことがあります。

早期に発見すれば治療することが可能です。体の「異常の芽」は小さいうちに摘み取ってしまいましょう。



と

特定保健指導を 活用しよう

健診は結果が届いたら終わり…ではありません！異常値が見つかった場合、早めの対処が必要です。「ご飯は少なめにしているし、悪いところが見当たらない…」そんな時に保健師・管理栄養士の出番です。一人ひとり顔や性格が違いうように、異常値になった原因も違います。その原因を一緒に探り、生活スタイルに合った取り組み方法を考え、次回の健診までサポートします。特定保健指導の案内が届いたら、ぜひ活用しましょう。



あり、ちよつとね。
お酒飲みすぎです。

…はい。

し

しっかり 生活改善！！

健診結果が届いたら、生活改善のスタートです。年齢と共に血管や内臓など、体の中身も変化していきます。健康な体で人生を楽しむためにも、異常値の有無にかかわらず、より良い生活習慣を身につけることが大切です。

頑張って取り組んだ分だけ、必ず成果は表れます。次回の健診結果を楽しみに、生活改善に取り組みましょう。



～みなさん健（検）診を受けましょう～



特定健診は、40歳～74歳の国民健康保険に加入しているすべての方が対象です。もちろん、通院中の方も対象となります。治療している疾患はよく診てもらっているも、全身の状態までは検査していない場合もあります。町内であれば、かかりつけ医で特定健診を受けることも可能です。主治医と相談し、ぜひ町の特定健診を活用しましょう。

今年も健（検）診の時期がやってきました。

がん検診も大切です。2人に1人ががんになる時代と言われていますが、早期に発見することで治療率が高まります。

がん検診は、加入している保険の種類にかかわらず、対象年齢にあてはまるすべての町民の方が対象です。職場では実施していない検診もありますので、確認し、町のがん検診を受診しましょう。

◆健（検）診申し込みをされた方

◆特定健診対象となっている方

6月の最終週に、個人宛に各種健（検）診の受診録や検査キットが届きます。健診日時を確認の上、受診してください。

◆健（検）診申し込みを忘れた方
まだ間に合います！生活課健康増進係にご連絡ください。

土曜日！！

子宮頸がん集団検診が
1日増えました！

4月に「平成29年度 会津坂下町 各種健（検）診のお知らせ」でご案内した内容に加え、土曜日に実施することになりました。

今年度、子宮頸がん検診をお申し込みの方は、忘れずに受診しましょう。

注目！！

期日	受付時間	会場
9月 2日（土）	午前9時～10時	健康管理センター
10月23日（月）	午前9時～10時 午後1時～2時	
11月28日（火）	午前9時～10時	

～7月3日より受付開始！～

7月から健（検）診が始まります！
会場でお待ちしております♪



平成29年度の国民健康保険税等のお知らせ

国民健康保険税（国保税）は、相互扶助の精神にのっとり、疾病や負傷の際の医療費に対して保険給付などを行う国保の主な財源の一つです。

今年度の国保税の税率等は、下表のとおり、資産割を廃止し税額を算出することとなりました。これは、平成30年度から国保の運営主体は県が中心となるため、県が示す算定方式（資産割なし）にならって税額を算出しているためです。

課税項目		税率等		
		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分 (40歳以上65歳未満)
所得割	世帯内の国保加入者の 前年度所得で計算	7.98%	3.15%	3.14%
資産割	世帯内の国保加入者の 固定資産税で計算	0.00%	0.00%	0.00%
均等割	世帯内の国保加入者数 で計算	25,800円	9,900円	12,900円
平等割	1世帯ごとに計算	22,800円	9,500円	7,600円
限度額	項目ごとの合計の上限	540,000円	190,000円	160,000円

※40歳～64歳の方の国保税には、介護保険分が含まれています。

※65歳以上の方の介護保険分は、国保税とは別に納めていただくようになっています。

所得額が一定額を超えない世帯は国保税が軽減されます。

※所得額により、均等割や平等割の軽減措置（2割減・5割減・7割減）が講じられます。

※国の税制改正に沿い、軽減措置を受ける世帯を拡大する措置を講じました。

国保税の納入方法

○納税組合へ加入している方 ⇒ 加入している納税組合へ納めてください。

○納税組合に加入していない方 ⇒ 納税通知書と一緒に送付される納付書で納めてください。



また、便利な“口座振替”がお勧めです。

手続きは、町内の金融機関の各窓口で簡単にできます。

（持参品：「納税通知書」「通帳」「通帳の届出印」）

※納税通知書は7月中旬に世帯主宛でお送りします。国保税の円滑な納入にご協力をお願いします。

☆健（検）診を受けて健康維持につなげましょう！

7月から健（検）診を実施します。受診して自分の健康状態を把握し、健康維持に役立てましょう。

☆人間ドック受診者を募集しております。

町広報誌の5月号（4月25日発行）にて募集しておりますが、まだ若干の余裕があります。毎日健康にお過ごしいただくためには、定期的な検査で自分の健康状態を知ることが大切ですので、是非お申し込みください。なお、定員になり次第募集を終了させていただきます。ご了承ください。

※7月は国保税の第1期分の納期です。お納め忘れのないようお願いします！

介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険施設の食費・居住費について、「介護保険負担限度額認定」の申請をすれば、下記対象者は負担軽減が受けられます。

なお、現在認定証をお持ちで、引き続きこの制度を利用される方は、更新手続きが必要です。（更新申請に該当する人は、6月下旬に更新の案内と共に申請書を送付します。）

▼対象者

- ①住民税非課税世帯の方（別世帯の配偶者も住民税非課税であること）。
- ②預貯金などが基準額（配偶者がいる方は合計2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円）以下の方。

▼有効期間 8月1日（申請した月の1日）～翌年7月31日

▼申請方法 役場保険年金班（⑤番窓口 高齢者支援係）までお越しください。

▼持参物

- ①本人・配偶者の預貯金通帳及び有価証券、②印鑑、③本人の個人番号カードまたは通知カード、④本人の介護保険証、⑤本人・代理人の顔写真入りの身分証（個人番号カード、運転免許証など）

▼所得段階別の負担限度額

対象者			居住費				食費
			多床型	従来型 個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
生活保護受給者			0	490 (320)	490	820	300
世帯全員（世帯分離している配偶者を含む。）が住民税非課税者	老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で 一千万円（夫婦で二千万円） 以下					
	課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人		370	490 (420)	490	820	390
	上記以外の人		370	1,310 (820)	1,310	1,310	650

※（ ）内の金額は、特別養護老人ホームやショートステイ利用の際の金額

介護保険負担割合証の送付について

介護認定を受けた方には、負担割合証が発行されます。保険証とともに介護サービスを利用するときに必要となります。有効期限が7月31日となっておりますので、新しい負担割合証を7月下旬に郵送いたします。

▼対象者 総合事業対象者・要支援認定者・要介護認定者

▼有効期間 8月1日～翌年7月31日

▼利用者負担割合（65歳以上の方）

基準	自己負担
・本人が住民税を課税されていない又は、本人が生活保護を受給している ・本人が住民税を課税されており、本人の合計所得160万円未満 ・本人が住民税を課税されており、本人の合計所得160万円以上で下記に該当（世帯に65歳以上1人のみ：年金収入＋その他の合計所得＝280万円未満） （世帯に65歳以上2人以上：年金収入＋その他の合計所得＝346万円未満）	1割
・本人が住民税を課税されており、本人の合計所得160万円以上で下記に該当（世帯に65歳以上1人のみ：年金収入＋その他の合計所得＝280万円以上） （世帯に65歳以上2人以上：年金収入＋その他の合計所得＝346万円以上）	2割



坂下南小学校

坂下南・坂下東小学校で運動会開催

5月20日、照りつける日ざしのなか坂下南・坂下東小学校では運動会が開催されました。

子どもたちはリレーや騎馬戦などの競技で日頃の練習の成果を存分に発揮し、応援に来た家族も借り物競争などに参加して運動会を楽しんでいました。

汗を流しながら一生懸命に自分のチームと相手のチームを応援する子どもたちは、とても輝いて見えました。



坂下東小学校



坂下東幼稚園



坂下南幼稚園

幼年消防クラブ結団式

5月12日、17日に、坂下南・坂下東の両幼稚園で幼年消防クラブの結団式が行われました。

坂下南幼稚園では年長組77名が、坂下東幼稚園では年長組42名が入団し、記念のバッジを受け取り「火遊びは絶対しません」と誓いました。

園児たちは終了後に、消防法被を着て記念撮影をしたり、目を輝かせながら消防ポンプ車に触れていました。



道路清掃が行われました

会津坂下町建設業組合

5月29日に、会津坂下町建設業組合により、国道49号（会津坂下消防署～藤大橋間）歩道・路肩の清掃作業が行われました。

この事業は、町建設業組合によるボランティア作業として毎年行われているもので、町内11社から27名が参加しました。



開かれた教育委員会を目指して

広瀬コミセンで定例会開催

教育委員会の活動を地域の皆さんに知っていただき、身近なものと感じていただくため、5月定例会教育委員会を広瀬コミュニティセンターで開催しました。

今回定例会教育委員会を傍聴いただいた地域の方には、教育委員会の役割・活動についてご覧いただけたと思います。今後も開かれた教育委員会を目指して、7地区での移動教育委員会を開催しますので、ぜひ足をお運びください。



SL 只見線新緑号が運行されました！

5月20日、21日とSL 只見線新緑号が運行され、会津坂下駅でも乗客やSLの雄姿を一目見ようと訪れた家族連れなどでにぎわいました。

この日は駅のホームで甘酒が振る舞われた他、只見線応援キャラクター「キハちゃん」もお出迎えし、記念撮影や握手などで乗客の皆さんを楽しませていました。



SL ヘッドマークを描いたのは坂下中学校生！

新緑号のヘッドマークに優秀賞作品として採用された石山陽菜さんらが役場に来庁し、会津若松駅長から表彰を受けました。最優秀賞を石山陽菜さん、優秀賞は鈴木雪乃さん、生江明瑛さんがそれぞれ受賞しました。

石山さんは「只見線沿線の美しい景色と若々しい緑を表現しました。出発式での一日駅長など貴重な体験になりました。」と感想を述べていました。受賞された皆さん、これからも素晴らしい作品を描いてください。



左から) 生江 明瑛さん 石山 陽菜さん 鈴木 雪乃さん

少年相撲教室開催

6月3日、坂下東小学校を会場に会津坂下町少年相撲教室が開催されました。

この教室は、公益財団法人日本相撲協会が全国各地で開催しているもので、当日は阿武松部屋あぶらまつの小野川親方おのがわと力士いけるの蘇さんすえかわ、末川さんが来町し、町内外から小学生77名が参加しました。

午前中、日本相撲連盟派遣講師の佐藤清隆・齋藤充両氏による講義が行われました。午後からは親方や力士からまわしの締め方や基本練習を学んだあと、実際に土俵に出て一人一人力士と取り組みを行いました。あいにくの天候にもかかわらず、子どもたちは貴重な体験に大喜びでした。





田

植え寄席を行いました

さんゆうていけんこう
落語家 三遊亭兼好師匠

会津坂下町農・笑・交プロジェクト実行委員会により毎年恒例の田植え寄席が開催されました。参加者のみなさんは会津若松市出身の落語家 三遊亭兼好師匠とともに田植えを行い汗をかけたあと、師匠の極上の落語「堀の内・ねずみ」を堪能しました。

次は8月17日（木）のそば打ち寄席です。

みなさんのご参加お待ちしております。

産業課 農林振興班 ☎ 84-1505



屯

所シャッターにイラスト

ふくちさとみ
福地智美さんの作品

南幹線沿い（中岩田）にある第1分団5・6班の屯所車庫に福地智美さんが描いたイラストがペイントされ、お披露目されました。イラストからは消防士・団員と町の人が力を合わせ、火災のない住みよい町にしていきたいという想いが伝わってきます。

大変かわいらしく、心も和みますので南幹線を通った際にはぜひご覧ください。そして「火災0」をめざしましょう。



八

重尾歌謡教室5万円寄付

やえお けいこ
八重尾歌謡教室 八重尾 恵子 様

5月28日、八重尾歌謡教室発表会（チャリティーコンサート）が中央公民館で開催されました。また翌5月29日、代表の八重尾恵子さんが来庁し、町の文化振興などに役立ててほしいと収益金をご寄付いただきました。貴重な財源として有効に活用させていただきます。



花

の苗を植えました！

放課後子ども教室 南っ子クラブ

6月5日、中央公民館において「ばんげ南っ子クラブ」による花の苗植えが行われました。

子どもたちは、会津農林高校の生徒たちに苗の植え方を教わりながら、ベゴニアやマリゴールドなどを植えました。

苗植え終了後は、広場において生徒たちと一緒に楽しく体を動かし、交流を楽しみました。